

第64回 定時株主総会 継続会開催ご通知

2022年4月1日～2023年3月31日

日時

2023年9月15日（金曜日）午前10時

場所

長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社6階会議室

（後記「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください。）

株主総会継続会に出席される株主様は、株主総会継続会開催日時点での新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。株主総会会場において、スタッフのマスク着用など感染予防のための措置を講ずる場合がありますので予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

目次

第64回定時株主総会継続会開催ご通知…	1
事業報告……………	4
連結計算書類……………	18
計算書類……………	32
監査報告書……………	42

株式会社 ヤマウラ

証券コード：1780

証券コード 1780
2023年9月1日
(電子提供措置の開始日2023年8月24日)

株 主 各 位

長野県駒ヶ根市北町22番1号
株式会社 ヤマウラ
代表取締役社長 山 浦 正 貴

第64回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会の継続会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第64回定時株主総会継続会開催ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

なお、本開催ご通知につきましては、法令及び定款の定めに基づき書面交付請求された株主様に送付する交付書面をすべての株主様に送付しております。

当社ウェブサイト <https://yamaura.co.jp/ir/material/>

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東証上場会社情報サービス] <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認下さい。

なお、本継続会は、2023年6月23日開催の第64回定時株主総会の一部となりますので、ご出席いただける株主様は、第64回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となりますことを申し添えます。

敬 具

記

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | 2023年9月15日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社6階会議室
(後記「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください。) |

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項**
- 1 第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類報告の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の第64回定時株主総会継続会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

第64回定時株主総会継続会の開催経緯について

当社は、2023年5月30日付「当社従業員による不適切な取引の疑義に関するお知らせ（第三者委員会の設置及び第64回定時株主総会の継続会の開催方針）」のとおり、2023年6月23日開催の第64回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）において、報告事項「第64期（自2022年4月1日至2023年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第64期（自2022年4月1日至2023年3月31日）計算書類報告の件」について、株主の皆様にご報告することができませんでした。

そのため、当社は本総会において、本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催して報告事項のご報告を行うこと、並びに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任いただくことに関しまして、株主の皆様にお諮りし、ご承認いただきました。

この度、第三者委員会から調査報告書（中間）を受領し、一連の決算手続きが完了し、本総会の報告事項についてご報告できる準備が整いましたので、本継続会の開催をご案内させていただきます。

株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

事業報告

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症への対策を段階的に緩めながら正常化へと向かってまいりました。しかし、ウクライナ問題の長期化に加えて円安の影響を受けての原材料価格や消費者物価の高騰、金利上昇による海外先進国の景気後退などが少なからず企業収益に与える影響が懸念される状況にあります。

建設業界においては、民間の設備投資は堅調に推移してはいるものの、建設資材の価格高騰、納期遅延、人手不足などの影響で厳しい経営環境が続いています。

このような状況のもと、将来にわたっての経営基盤となる地域への貢献、お客様から信頼される誠実施工を念頭に、ドメインの強化とBIMをはじめとするICTの一層の強化を推進して設計・提案力の向上、生産性の向上に努め、山梨県へのエリア拡大を図るなど、受注確保に努めてまいりました。

当社グループの当連結会計年度における業績は、受注高（開発事業等含む）375億50百万円、前年同期比110億5百万円（41.5％）の増加、売上高313億81百万円、前年同期比34億35百万円（12.3％）の増収、営業利益30億76百万円、前年同期比8億68百万円（39.3％）の増益、経常利益19億65百万円、前年同期比3億41百万円（21.0％）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は7億44百万円、前年同期比30百万円（3.9％）の減益となりました。

【事業の種類別セグメント】

（建設事業）

建設事業につきましては、企業向け「オイシールド」、「イーファクト」、「アットワークス」の3ブランドの積極的なマーケティング戦略による新規企業顧客の獲得を図りました。また、好立地な分譲地の開発とハイグレードな自由設計住宅ファミレを始めとする住宅の強化、精密機器や食品関連他の工場・医療介護施設・マンション・流通施設、及び道路・河川建設工事など公共工事等の受注に注力いたしました。

その結果、受注高299億53百万円、前年同期比89億33百万円（42.5％）増加、完成工事高241億5百万円、前年同期比12億2百万円（5.2％）の増収、営業利益は26億12百万円、前年同期比4億68百万円（21.8％）の増益となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、創業以来培ってきたインフラ設備に関する「水力発電設備や水処理機器・システムの開発」等の技術を集積した、クリーンエネルギーである小水力発電に積極的に取り組みました。その他、長年の実績から信頼の厚い水害対策道路構造物、橋梁、合成床版、大型精密製缶等のインフラ関連の製造に注力いたしました。

受注高27億98百万円、前年同期比1億75百万円（5.9%）の減少、完成工事高24億77百万円、前年同期比13百万円（0.6%）の減収、営業利益は3億60百万円、前年同期比5百万円（1.6%）の減益となりました。

(開発事業等)

開発事業等につきましては、首都圏等でのマンション分譲事業やリノベーション事業に加え、再生エネルギー事業等を行っております。

開発事業等売上高48億28百万円、前年同期比22億47百万円（87.1%）の増収、営業利益4億59百万円、前年同期比2億80百万円(156.9%)の増益となりました。

(2) セグメント別営業の状況

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当 連 結 会 計 年 度 売 上 高
建 築 部 門	21,235
土 木 部 門	2,870
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	2,477
開 発 事 業 等	4,828
調 整 額	△29
合 計	31,381

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は、建設重機のIT化、溶接ロボット、電気自動車の購入など総額120百万円であります。

これら設備投資に要した資金は、手持資金を充当いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境は、公共投資は国土強靱化対策などにより当面の間は底堅く推移するものと見込まれております。一方民間の設備投資は、ウクライナ問題や新型コロナウイルス感染症が及ぼした世界的なサプライチェーンの混乱がまだ残る中、人手不足、原材料価格の上昇など、世界的にもリセッション懸念が広がってきている事などから予測が難しい状況にあります。建設業の今後の業績見通しは不透明かつ厳しさが増してくることが見込まれます。

この様な状況下、当社グループは、

①お客様満足度の向上

②長期的な人材育成方針による技術者集団・技能者集団の形成、サプライチェーンの強化

③各事業分野におけるドメインの強化と相互連携によるシナジー効果の発揮

④DX推進による生産性向上を通じた働き方改革とダイバーシティ&インクルージョンの推進

⑤ガバナンスの徹底と社会的責任の実践

⑥全業務プロセスにおけるGHG排出量の削減（カーボンニュートラルの実現）
を基本方針に掲げました。

2023年5月26日付「当社連結子会社の不適切な支出に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、当社従業員による不適切な支出と不適切な会計処理の事案が発生し、内部統制及びガバナンス体制には大きな課題があることを認識しました。再発防止に向けてガバナンス体制の強化を図るとともに、あらためて内部統制の強化に向けた継続的な取り組みを実施することを喫緊の課題として捉えております。

当社は、本件事案において第三者委員会を設置して調査を進め、7月27日に調査報告書（中間）を受領いたしました。本調査報告書では、内部統制及びガバナンス上の問題点を指摘されております。詳細な調査に基づく再発防止策等の提言を受けたことを真摯に受け止め、内部統制及びガバナンス体制を強化することが最重要課題であるとの認識の下、有効性・実効性の高い具体的な再発防止策等を策定したうえで、抜本的な改善を早期に実施するための体制強化を図ってまいります。

企業価値向上への取り組みを一層強化してまいりますので、株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産および損益の状況

区分 (単位)	期別	第 61 期	第 62 期	第 63 期	第 64 期
		自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日	自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日	自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日	自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日
受 注 高 (百万円)		29,798	23,955	26,545	37,550
売 上 高 (百万円)		23,769	24,829	27,946	31,381
経 常 利 益 (百万円)		1,517	983	1,624	1,965
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)		954	579	775	744
1株当たり当期純利益 (円)		51.34	30.76	40.96	39.36
総 資 産 (百万円)		21,267	23,054	23,247	25,866
純 資 産 (百万円)		14,884	15,859	16,511	17,244

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(11) 重要な親会社および子会社の状況

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ヤマウラ企画開発(株)	200百万円	100%	不動産の売買・賃貸借

当社の連結子会社は、ヤマウラ企画開発(株)1社であります。

(12) 主要な事業内容

当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可〔(般特－2) 第9358号〕を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行う他、水力発電設備機器、環境関連装置、情報通信設備、プラント設備、大型産業機械、橋梁等大型鋼構造物等の設計製作に関する事業を行っております。併せて当社と子会社であるヤマウラ企画開発(株)が不動産の売買、賃貸、宅地開発、分譲マンション事業を行っております。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
名 388	10名増	才 44.4	年 13.4

- (注) 1. 上記従業員数には、嘱託、準社員、およびパートタイマーを含んでおります。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しております。

(14) 主要な事業所

- ① 本社・建築・土木部門 長野県駒ヶ根市北町22番1号
- ② エンジニアリング事業部 長野県駒ヶ根市東町19番16号
- ③ 支店・営業所

名称	所在地
長野支店	長野県長野市青木島町青木島乙269-4
佐久支店	長野県佐久市長土呂南上中原764-3
松本支店	長野県松本市島立867番1
諏訪支店	長野県茅野市ちの字丁田2799番地1
辰野支店	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地3
伊那支店	長野県伊那市中央417番地1
飯田支店	長野県飯田市育良町一丁目10番3
東京支店	東京都中央区日本橋三丁目8番2号

- ④ ヤマウラ企画開発(株) 東京都中央区日本橋三丁目8番2号

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行済株式の総数 | 21,103,514株 |
| ② 株 主 数 | 39,912名 |
| ③ 大 株 主 | |

株 主 名	株 式 数	持 株 比 率
	千株	%
(株) 信 州 エ ン タ ー プ ラ イ ズ	3,641	19.2
ヤ マ ウ ラ 従 業 員 持 株 会	1,748	9.2
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 (株)	1,143	6.0
(株) 八 十 二 銀 行	668	3.5
(株) 長 野 銀 行	444	2.3
綿 半 ホ ー ル デ ィ ン グ ス (株)	429	2.2
山 浦 速 夫	359	1.8
(株) 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	268	1.4
極 東 開 発 工 業 (株)	200	1.0
タ カ ノ (株)	179	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式 2,176,193株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ④ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

会社における地位	担当および重要な兼職の状況	氏 名
代 表 取 締 役 社 長	ヤマウラ企画開発(株)代表取締役社長	山 浦 正 貴
取 締 役 副 社 長	建設事業部長	保 科 茂 雄
専 務 取 締 役	管理本部長 (株)信州エンタープライズ代表取締役社長	中 島 光 孝
専 務 取 締 役	営業本部長	藤 木 公 明
常 務 取 締 役	技術本部長	小 林 寛 勝
取 締 役	首都圏事業部長兼東京支店長	川 田 昌 伸
取 締 役	エンジニアリング事業部長	山 下 良 一
取 締 役	営業本部副本部長	赤 羽 一 成
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	税理士法人りんどう会計所属税理士	村 上 資 昌
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	税理士	小 池 勇
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	税理士法人あおば会計社員税理士	中 坪 敬 治

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、重要会議に出席し情報の収集をする他、内部監査部門、執行役から定期的にヒアリングを行い監査の実効性を確保していることから常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 社外取締役村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏は独立役員に指定しております。
3. 監査等委員村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏は、税理士の資格を有しており会計、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 山浦速夫氏は、2022年6月24日任期満了により取締役を退任いたしました。

② 取締役の報酬等の額

	員数(名)	報酬等の種類別総額(千円)		報酬等の総額 (千円)
		固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	
取締役 (監査等委員である取締役を除く)	9	109,548	100,000	209,548
取締役 (社外取締役監査等委員)	3	12,100	—	12,100

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2016年12月16日開催の第57回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）また、監査等委員である取締役の報酬総額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決定した決定方針と整合していることを確認しており当該決定方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬等は、優秀な人材を確保するとともに、企業価値を持続的に高めるインセンティブとして十分に機能する体系とし、各職責を踏まえ、同業他社や社会情勢等を踏まえて適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬（固定金銭報酬）」「業績連動金銭報酬」により構成されており、基本報酬（固定金銭報酬）は、役位、職責に応じて世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、監査等委員である取締役に対する報酬は「基本報酬（固定金銭報酬）」のみとしております。支払い方法は年額を12等分して毎月支給しております。

短期の業績連動金銭報酬として取締役に対して賞与を支給しております。短期インセンティブの特徴を際立たせるため、連結経常利益を賞与算定の基礎とした業績指標としております。各取締役の役職貢献度等に応じて算出した額を年一定の時期に支給しており、当連結会計年度の連結経常利益は、1,965百万円となりました。

取締役の基本報酬及び業績連動報酬については、上記の方針によって決定されるため種類別の報酬割合については特段定めておりません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の審議を経たうえで、2021年2月21日の取締役会決議に基づき代表取締役社長山浦正貴が決定することとしております。

代表取締役社長は、全社の業績を俯瞰しつつ各担当役員の担当領域や職責の評価を行うに最適と判断しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分とし、公平性確保のため監査等委員会の答申を得た上で決定することとしております。監査等委員である取締役の個人の報酬額は、監査等委員会で決定することとしております。

④ 社外役員に関する事項

ア 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	村 上 資 昌	当事業年度に開催された取締役会6回の内5回に、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識と、企業の経営指導にも携わる経験を基に適宜適切な発言を行っております。また監査等委員長として経営全般に対する適切なアドバイス、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小 池 勇	当事業年度に開催された取締役会6回の内5回に、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に取締役会意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、提案を行っております。
取締役 (監査等委員)	中 坪 敬 治	当事業年度に開催された取締役会6回の内5回に、当事業年度に開催された監査等委員会13回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に会計処理の妥当性、内部監査等について適宜適切な提言を行っております。

イ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役村上資昌氏、小池勇氏並びに中坪敬治氏との間で責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

ウ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等 該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

誠栄有限責任監査法人

② 報酬等の額

a. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

20,000千円

b. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額

一千円

合計

20,000千円

(注) a.の報酬等の額については、会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していないため、その合計額を記載しております。

③ 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

20,000千円

④ 監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、誠栄有限責任監査法人の報酬について会計監査人としての業務内容、監査体制を考慮した結果、上記金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記の他、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案を決定します。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として次のとおり決議しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とする企業行動規範を定める。また、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、役職員のコンプライアンスの着実な実践とそのマインドの醸成を図る。
- ・管理本部総務人事チームをコンプライアンス統括部門として、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、及び問題点の把握に努める。
各事業部長をコンプライアンス責任者として、各事業部固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ・コンプライアンス責任者、取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに管理本部総務人事チームに報告する。報告を受けた管理本部総務人事チームは、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議し、実施させる。
- ・管理本部総務人事チームと監査等委員は、日ごろから連携して全社のコンプライアンス体制及び、コンプライアンス上の問題点の有無の調査に努める。
- ・管理本部総務人事チームと監査等委員会は定期的に会合を持ち情報交換に努める。また、必要に応じて監査法人の出席を求め、意見の聴取を行う。
- ・職員の法令・定款違反行為については、管理本部総務人事チームから賞罰委員会に処分を求め、役員の法令・定款違反については、監査等委員会が、取締役会に対して具体的な処分を答申する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

- ・取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規定に従い、適切かつ確実に保存する。
- ・取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ・コンプライアンス、訴訟、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署（ISO14001・ISO9001・ISO45001を統合したPAS99の事務局、災害対策委員会を含む）において、規則ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者、責任部署を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 社内の規定に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、経営執行会議において担当役員、執行役員ごとの目標管理のレビュー・プレビューを実施する。

株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 子会社の内部管理体制に責任を負う取締役を取締役管理本部長とし、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社の内部監査室が定期監査を行い取締役会に報告する。
- ・ 子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については、事前協議を行う。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し人事異動、評価等についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得る。

取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社の企業集団に重大な損害を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況の内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行う。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告、情報提供を行う。

監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は、償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は必要に応じて重要な会議に出席して、意見を述べることができる。
- ・ 監査等委員会は職務の遂行上必要と判断したときは、取締役、使用人、及び会計監査人に対して報告を求めることができる。

財務報告の適正性を確保するための体制

- ・ 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ・ 当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不法・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することを基本方針としている。
- ・ この基本方針に基づき、本社管理本部総務人事チームを対応統括部署として、不当要求防止責任者を選任し、必要に応じて所轄警察署や暴力追放運動推進センター等関連諸団体、弁護士等と連携して対応しており、社員に対しては、対策マニュアルをウェブ上に配信し定期的に閲覧するなど研修を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、夫々の基本方針に基づいて具体的な取組を行うとともに、その運用状況について重要な不備がないか常時モニタリングを行っております。

また、役員及び執行役員各部門長が出席し、毎週開催される経営執行会議において、内部統制システムの重要性、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	20,540,255	流 動 負 債	8,445,062
現 金 預 金	8,819,452	工 事 未 払 金 等	2,484,974
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	5,732,486	未 払 法 人 税 等	550,375
電 子 記 録 債 権	527,263	契 約 負 債	3,531,724
販 売 用 不 動 産	903,312	賞 与 引 当 金	411,000
未 成 工 事 支 出 金	1,333,573	役 員 賞 与 引 当 金	100,000
開 発 事 業 等 支 出 金	2,399,643	完 成 工 事 補 償 引 当 金	307,432
未 収 入 金	746,853	株 主 優 待 引 当 金	176,604
そ の 他 流 動 資 産	77,669	未 払 消 費 税	254,211
固 定 資 産	5,326,513	そ の 他 流 動 負 債	628,740
有 形 固 定 資 産	3,103,235	固 定 負 債	177,198
建 物 ・ 構 築 物	1,346,197	長 期 未 払 金	24,139
機 械 ・ 運 搬 具 ・ 工 具 器 具 ・ 備 品	411,233	繰 延 税 金 負 債	823
土 地	1,280,372	資 産 除 去 債 務	4,591
建 設 仮 勘 定	65,432	退 職 給 付 に 係 る 負 債	78,516
無 形 固 定 資 産	177,175	そ の 他 固 定 負 債	69,127
ソ フ ト ウ ェ ア	147,222	負 債 合 計	8,622,260
そ の 他 無 形 固 定 資 産	29,953	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,046,102	株 主 資 本	16,642,908
投 資 有 価 証 券	1,585,951	資 本 金	2,888,492
長 期 貸 付 金	14,725	資 本 剰 余 金	1,995,602
敷 金 保 証 金	100,347	利 益 剰 余 金	12,589,828
繰 延 税 金 資 産	238,711	自 己 株 式	△831,014
長 期 未 収 入 金	2,530,337	その他の包括利益累計額	601,599
そ の 他 の 投 資 等	103,477	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	641,147
貸 倒 引 当 金	△2,527,448	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△39,547
資 産 合 計	25,866,769	純 資 産 合 計	17,244,508
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,866,769

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目						金 額
売	上	高				
完	成	工	事	高		
開	発	事	業	等	売	上
						26,583,173
売	上	原	価			
完	成	工	事	原	価	
開	発	事	業	等	売	上
						4,798,588
						31,381,762
売	上	総	利	益		
完	成	工	事	総	利	益
開	発	事	業	等	総	利
						21,109,974
						4,151,755
						25,261,729
販	売	費	及	一	般	管
営	業	外	収	益		
受	取	利	息	配	当	金
受	取	手	数			料
受	取	保	険			金
そ	の	他	営	業	外	収
						益
						82,704
						1,358
						8,097
						4,186
						96,347
営	業	外	費	用		
支	払	利	息			
貸	倒	引	当	金	繰	入
そ	の	他	営	業	外	費
						用
						益
						29,802
						1,177,900
						0
						1,207,703
特	別	利	益			
特	別	損	失			
固	定	資	産	売	却	益
						328
						328
固	定	資	産	除	却	損
						298
						298
税	金	等	調	整	前	当
法	人	税	住	民	税	及
法	人	税	等	調	整	額
						税
						955,477
						264,848
						744,976
当	期	純	利	益		
親	会	社	株	主	に	帰
						属
						当
						期
						純
						利
						益
						744,976

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			純 資 産 計 合
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合 計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	退職給付に 係 する 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利 益 累計額合計	
2022年4月1日残高	2,888,492	1,995,602	13,221,880	△831,014	17,274,960	577,841	△59,151	518,689	17,793,649
誤謬の訂正による 累積的影響額			△1,282,392		△1,282,392				△1,282,392
遡及処理後 2022年4月1日残高	2,888,492	1,995,602	11,939,488	△831,014	15,992,568	577,841	△59,151	518,689	16,511,258
連結会計年度中の 変動額									
剰余金の配当			△47,318		△47,318				△47,318
剰余金の配当 (中間配当)			△47,318		△47,318				△47,318
親会社株主に帰属する 当期純利益			744,976		744,976				744,976
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額 (純額)						63,305	19,604	82,910	82,910
連結会計年度中の 変動額合計			650,339		650,339	63,305	19,604	82,910	733,250
2023年3月31日残高	2,888,492	1,995,602	12,589,828	△831,014	16,642,908	641,147	△39,547	601,599	17,244,508

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 ヤマウラ企画開発(株)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

II. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入
株式等以外のもの 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……移動平均法に基づく原価法
株式等

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

販 売 用 不 動 産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿
価切り下げの方法により算定）

材 料 貯 蔵 品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づ
く簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし1998年4月1日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長 期 前 払 費 用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取債権および貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込み額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(5) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

(6) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価改修基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点での工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約における収益認識

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	16,597,988千円
契約資産	3,051,007千円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

見積総原価と発生総原価が相違した場合は、当連結会計年度末の履行義務の充足に係る進捗度の見積りに影響があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高の金額に影響を与える可能性があります。

長期末収入金に対する貸倒引当金

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

長期末収入金	2,530,337千円
貸倒引当金	△2,523,337千円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

長期末収入金については回収先別に回収状況に懸念があると判断した場合に貸倒懸念債権に分類するとともに、個別に回収可能性を検討しております。なお、当連結会計年度においては不適切支出から生じた長期末収入金期末残高についてほぼ全額回収不能見込額と見積る判断となり、この結果に基づき貸倒引当金を計上しております。

当該貸倒懸念債権の評価にあたっては、当該長期未収入金の回収先の財務内容を評価すること等で回収不能見込額を合理的に見積もっております。

この見積りにおいて用いた仮定は、当社グループが現在入手している情報に基づいて合理的に判断したものであり、将来の不確実な回収先の財務内容の変動等が良好な方向に見直すことになった場合、又、長期未収入金が返済された場合は翌連結会計年度以降の連結計算書類において貸倒引当金戻入額が計上されます。

(誤謬の訂正に関する注記)

2023年5月23日に当社従業員が当社連結子会社で不適切支出を行っていたことが社内調査により判明いたしました。不適切支出に係る事実関係解明のため、第三者委員会を設置して客観的かつ専門的な調査を社内調査と並行して進めた結果、2023年7月27日に第三者委員会から調査報告書（中間）を受領し、当該報告を踏まえ次の誤謬の訂正を行いました。

当該連結子会社における不適切支出について、連結計算書類において未収入金及び開発事業等支出金などから長期未収入金へ組み替え計上を行うとともに、長期未収入金の回収可能性を検討して貸倒引当金を計上し、計算書類において当該連結子会社株式計上額を評価して関係会社株式評価損を計上し、当該連結子会社に対する債権の回収可能性を検討して貸倒引当金を計上いたしました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の額に反映しております。この結果、連結株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が1,282,392千円減少しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,820,803千円

2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物 56,200千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 21,103,514株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	47,318	2.5	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月14日 取 締 役 会	普通株式	47,318	2.5	2022年9月30日	2022年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議 予 定	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2023年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	47,318	利益剰余金	2.5	2023年3月31日	2023年6月26日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に首都圏での不動産開発事業を行うための事業計画に照らして、必要資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金等は、１年以内の支払期日でありますが、流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、未収入金、長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権、未収入金、工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位 千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	1,571,370	1,571,370	—
(2) 長期未収入金	2,530,337	2,530,337	
貸倒引当金	△2,523,337	△2,523,337	
	7,000	7,000	—
資産計	1,578,370	1,578,370	—

（注）市場価格のない株式等

（単位 千円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14,581

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	1,571,370	—	—	1,571,370

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社および連結子会社は、長野県内およびその他の地域に賃貸物件（土地を含む）を有しております。2023年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、85百万円（賃貸収益は、開発事業等売上高に、主な賃貸費用は、開発事業等売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額（千円）			当連結会計年度末の時価（千円）
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
516,259	△12,586	503,672	470,935

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士の評価を基に、固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位 千円)

	報告セグメント			
	建設事業	エンジニアリング事業	開発事業等	計
売上高				
一定の期間にわたり移転される財・サービス	15,867,926	730,061	—	16,597,988
一時点で移転される財・サービス	8,237,670	1,747,514	4,726,691	14,711,875
顧客との契約から生じる収益	24,105,597	2,477,575	4,726,691	31,309,863
その他の収益	—	—	101,546	101,546
連結会社間の売上高	—	—	△29,648	△29,648
外部顧客への売上高	24,105,597	2,477,575	4,798,588	31,381,762

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価改修基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約による建築工事、土木工事、エンジニアリング工事において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられ請求に基づき支払を受けます。契約負債は、主に工事契約における顧客からの前受金であります。

(単位 千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	4,275,629	3,208,742
契約資産	1,468,463	3,051,007
契約負債	1,700,680	3,531,724
当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれている額	—	1,700,680

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、22,861,077千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて2024年3月期から2026年3月期の間で収益を認識することを見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 911円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 39円36銭 |

(重要な後発事象)

(子会社からの配当金の返還について)

連結子会社であるヤマウラ企画開発株式会社に係る不適切支出についての当該子会社の決算遡及修正の結果、当該子会社の2021年3月期及び2022年3月期決算について配当可能利益がなくなり、当時支払った配当が結果として配当可能利益を超える配当になりました。これに対して、2023年7月31日開催の当社取締役会において受取配当金相当額を返還することを決議いたしました。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	19,341,717	流 動 負 債	8,156,692
現 金 預 金	8,737,733	工 事 未 払 金	2,484,974
受 取 手 形	98,027	未 払 金	318,252
電 子 記 録 債 権	527,263	未 払 法 人 税 等	463,724
完成工事未収入金及び契約資産	5,634,458	未 払 費 用	180,376
販 売 用 不 動 産	475,831	契 約 負 債	3,531,724
未 成 工 事 支 出 金	1,333,573	前 受 金	5,900
材 料 貯 蔵 品	37,046	賞 与 引 当 金	411,000
短 期 貸 付 金	2,302,480	役 員 賞 与 引 当 金	100,000
そ の 他 の 流 動 資 産	195,302	完 成 工 事 補 償 引 当 金	307,432
固 定 資 産	6,238,849	株 主 優 待 引 当 金	176,604
有 形 固 定 資 産	2,634,244	そ の 他 の 流 動 負 債	176,704
建 物	986,803	固 定 負 債	118,264
構 築 物	12,589	長 期 未 払 金	24,139
機 械 装 置	317,624	資 産 除 去 債 務	4,591
車 輜 運 搬 具	57,095	退 職 給 付 引 当 金	21,866
工 具 器 具 及 び 備 品	36,091	そ の 他 の 固 定 負 債	67,667
土 地	1,158,607	負 債 合 計	8,274,957
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	65,432	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	176,706	株 主 資 本	16,664,462
借 地 権	28,523	資 本 金	2,888,492
温 泉 施 設 利 用 権	1,430	資 本 剰 余 金	1,995,602
ソ フ ト ウ ェ ア	146,752	資 本 準 備 金	1,995,602
投 資 そ の 他 の 資 産	3,427,898	利 益 剰 余 金	12,611,382
投 資 有 価 証 券	1,585,951	利 益 準 備 金	169,832
長 期 貸 付 金	3,345,062	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,441,550
長 期 前 払 費 用	2,940	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	39,964
敷 金 及 び 保 証 金	99,497	別 途 積 立 金	3,460,000
繰 延 税 金 資 産	158,981	繰 越 利 益 剰 余 金	8,941,586
そ の 他 の 投 資 等	99,427	自 己 株 式	△831,014
貸 倒 引 当 金	△1,863,961	評 価 ・ 換 算 差 額 等	641,147
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	641,147
資 産 合 計	25,580,567	純 資 産 合 計	17,305,610
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	25,580,567

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

科 目						金 額
売	上	高				
完 成 工 事 高	開 発 事 業 等 売 上 高					
					26,583,173	
					262,192	26,845,365
売	上	原 価				
完 成 工 事 原 価	開 発 事 業 等 売 上 原 価				21,125,247	
					143,366	21,268,614
売	上	総 利 益				
完 成 工 事 総 利 益	開 発 事 業 等 総 利 益				5,457,926	
					118,825	5,576,751
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	営 業 外 収 益					2,872,155
						2,704,595
受 取 利 息 配 当 金	受 取 手 数 料				216,421	
受 取 保 険 金	そ の 他 営 業 外 収 益				12,267	
					8,097	
					4,143	240,930
営 業 外 費 用	貸 倒 引 当 金 繰 入 額				1,088,575	
そ の 他					0	1,088,576
経 常 利 益						1,856,950
特 別 利 益	特 定 資 産 売 却 益				328	328
特 別 損 失	特 定 資 産 除 却 損				298	298
税 引 前 当 期 純 利 益						1,856,980
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税						897,430
法 人 税 等 調 整 額						215,095
当 期 純 利 益						744,453

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			利 益 剰余金 合 計
					固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
2022年4月1日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	41,635	3,460,000	9,261,373	12,932,841
誤謬の訂正による 累積の影響額							△971,276	△971,276
遡及処理後 2022年4月1日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	41,635	3,460,000	8,290,097	11,961,565
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮 積立金の取崩					△1,671		1,671	—
剰余金の配当							△47,318	△47,318
剰余金の配当 (中間配当)							△47,318	△47,318
当期純利益							744,453	744,453
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計					△1,671		651,488	649,817
2023年3月31日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	39,964	3,460,000	8,941,586	12,611,382

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
2022年4月1日残高	△831,014	16,985,921	577,841	577,841	17,563,762
誤謬の訂正による累積的影響額		△971,276			△971,276
遡及処理後 2022年4月1日残高	△831,014	16,014,645	577,841	577,841	16,592,486
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
剰余金の配当		△47,318			△47,318
剰余金の配当 (中間配当)		△47,318			△47,318
当期純利益		744,453			744,453
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額 (純額)			63,305	63,305	63,305
事業年度中の変動額合計		649,817	63,305	63,305	713,123
2023年3月31日残高	△831,014	16,664,462	641,147	641,147	17,305,610

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法に株式等以外のものより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……移動平均法に基づく原価法

株式等

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販 売 用 不 動 産……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材 料 貯 蔵 品……移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし1998年4月1日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リ ー ス 資 産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長 期 前 払 費 用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取債権及び貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込み額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(5) 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末手持ち受注工事のうち損失発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見積額を計上しております。

(6) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(7) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価改修基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約における収益認識

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	16,597,988千円
契約資産	3,051,007千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結計算書類 連結注記表（会計上の見積りに関する注記）2.「連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

子会社融資の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

短期貸付金	2,302,480千円
長期貸付金	3,330,337千円
関係会社に対する債権合計	5,632,818千円
貸倒引当金	△1,859,851千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社に対する債権については、貸付金額で計上しております。但し、貸付先の子会社が債務超過であるため、債務超過相当額について貸倒引当金を計上しております。なお、翌事業年度以降に子会社の債務超過額が減少した場合、又、関係会社に対する債権が返済された場合は、貸倒引当金戻入額が計上されます。

(誤謬の訂正に関する注記)

2023年5月23日に当社従業員が当社連結子会社で不適切支出を行っていたことが社内調査により判明いたしました。不適切支出に係る事実関係解明のため、第三者委員会を設置して客観的かつ専門的な調査を社内調査と並行して進めた結果、2023年7月27日に第三者委員会から調査報告書（中間）を受領し、当該報告を踏まえ次の誤謬の訂正を行いました。

当該連結子会社における不適切支出について、連結計算書類において未収入金及び開発事業等支出金などから長期未収入金へ組み替え計上を行うとともに、長期未収入金の回収可能性を検討して貸倒引当金を計上し、計算書類において当該連結子会社株式計上額を評価して関係会社株式評価損を計上し、当該連結子会社に対する債権の回収可能性を検討して貸倒引当金を計上いたしました。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の額に反映しております。この結果、株主資本等変動計算書の期首残高は、利益剰余金が971,276千円減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,606,078千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	2,302,480千円
長期金銭債権	3,330,337千円

(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次の通りであります。

建物・構築物	56,200千円
--------	----------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引

開発事業等売上高 29,648千円

営業外取引

受取利息 84,168千円

受取配当金 100,000千円

受取手数料 10,909千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数 2,176,193株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別内訳

繰 延 税 金 資 産

長期未払金 7,290千円

販売用不動産評価損 82,682千円

貸倒引当金 570,625千円

賞与引当金 124,122千円

完成工事補償引当金 92,844千円

資産除去債務 40,040千円

退職給付引当金 6,603千円

試験研究費 63,550千円

減損損失 39,899千円

関係会社株式評価損 60,380千円

その他 113,904千円

繰延税金資産小計 1,201,943千円

評価性引当金 △748,401千円

繰延税金資産合計 453,542千円

繰 延 税 金 負 債

その他有価証券評価差額金 △277,270千円

固定資産圧縮積立金 △17,291千円

繰延税金負債合計 △294,561千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ヤマウラ 企画開発(株)	東京都 中央区	200,000	不動産の 売買・ 賃貸借	所有 直接100%	資金援助	資金の回収	2,475,044	短期 貸付金	2,302,480
									長期 貸付金	3,330,337
							受取利息	84,168	未収入金	—

- (注) 1. ヤマウラ企画開発(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
2. ヤマウラ企画開発(株)への貸付金に対し、1,859,851千円の貸倒引当金の計上（当事業年度において貸倒引当金繰入額1,088,575千円を計上）をしております。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 914円32銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 39円33銭 |

(重要な後発事象)

(子会社からの配当金の返還について)

連結計算書類「連結注記表（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社 ヤマウラ
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 古川 利成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 真二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

株式会社 ヤ マ ウ ラ
取締役会 御中

誠 栄 有 限 責 任 監 査 法 人

愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 古 川 利 成
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 林 真 二
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じ説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、次の事項を除き、指摘すべき事項は認められません。

事業報告に記載のとおり、当社従業員による連結子会社の不適切な支出があることが判明したため、外部の専門家から構成される第三者委員会が設置され、事実関係及び原因・背景の調査が行われ、再発防止策の提言がなされました。監査等委員会はリスク管理体制の強化、内部統制システムのさらなる充実が必要であると考え、今後会社が取り組むべき再発防止策の実施状況を監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月10日

株式会社ヤマウラ 監査等委員会

社外取締役 監査等委員 村 上 資 昌 ㊟

社外取締役 監査等委員 小 池 勇 ㊟

社外取締役 監査等委員 中 坪 敬 治 ㊟

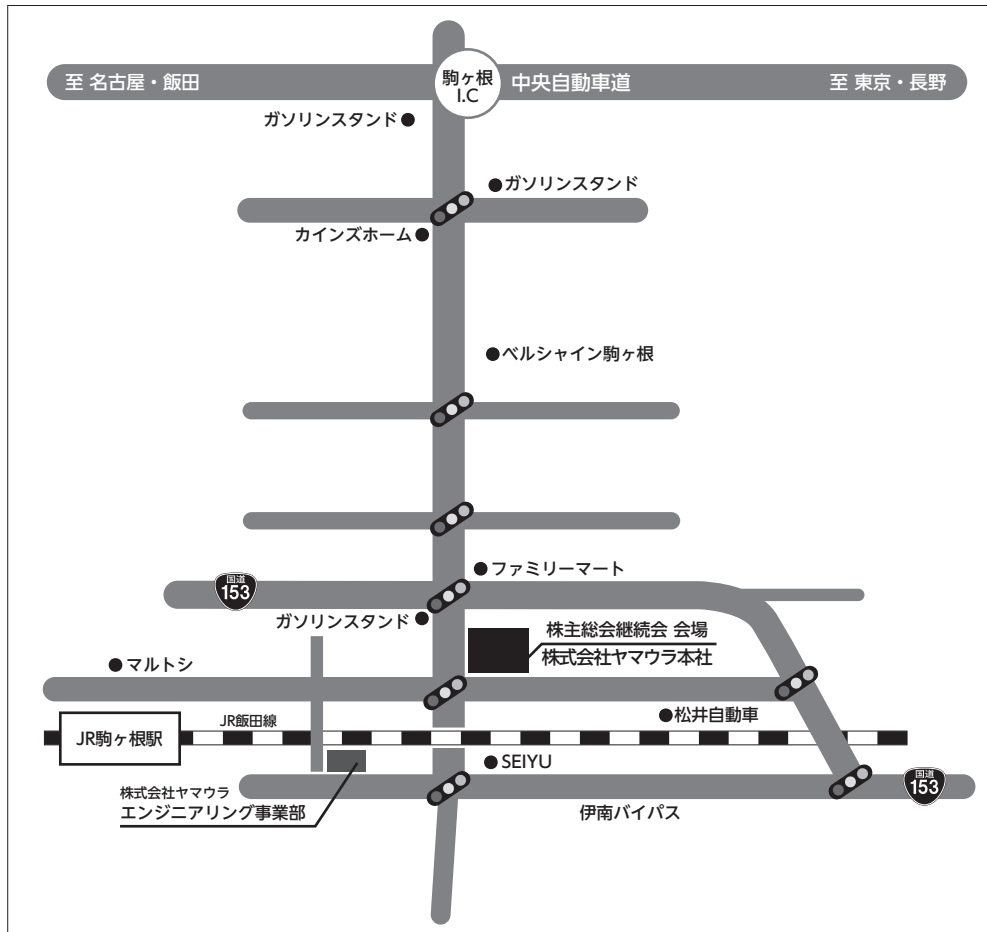
社外取締役 監査等委員 神 戸 美 佳 ㊟

(注) 監査等委員村上資昌、小池勇、中坪敬治及び神戸美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会継続会会場ご案内図

会 場 長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社 6階会議室



交通のご案内 JR飯田線 駒ヶ根駅 下車 徒歩約7分
中央自動車道 駒ヶ根インターから車で約6分